

# 町田市公共用水域水質改善10年計画

2016 年 5 月 制定

2021 年 4 月 改定（案）

2021 年 4 月

町 田 市 下 水 道 部



## 目次

1. 計画の概要.....	1
1.1. 計画策定の目的.....	1
1.2. 計画策定の経緯.....	1
1.3. 本計画を策定するにあたって留意すべきこと.....	1
1.4. 計画改定の経緯.....	1
1.5. 計画の位置付け.....	2
1.6. 計画期間.....	2
1.7. 計画目標.....	2
1.8. 計画の指標.....	3
2. 汚水処理の整備方針.....	3
3. 市街化区域の整備.....	4
4. 市街化調整区域の整備.....	5
4.1. 汚水処理整備区域の設定方針.....	5
4.2. 公共下水道区域.....	6
4.3. 合併処理浄化槽区域.....	7
4.4. 市街化調整区域事業計画.....	9
4.5. 市街化調整区域における公共下水道整備計画箇所.....	10
5. 計画の進行管理.....	20

## 1. 計画の概要

### 1.1. 計画策定の目的

本計画は、人口減少や高齢化、厳しい財政状況、ストックの改築更新の増大を踏まえた上で、地域の実情に応じた汚水処理の手法を①公共下水道の整備と②合併処理浄化槽への切替え促進・維持管理の推進の2つとし、公共用水域の水質改善を図ることを目的とします。

### 1.2. 計画策定の経緯

町田市では、1964年に市街化区域内の公共下水道事業認可を取得してから、水質改善を行い、住環境の改善を目的に下水道の普及促進に努め、2016年3月31日時点で、下水道人口普及率が98.5%に達しました。

一方、市街化区域の公共下水道未整備地区と市街化調整区域（下水道整備が行われていない区域）においては、くみ取便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進と浄化槽を設置している住民（以下、「浄化槽管理者」という。）に対する適正な維持管理について指導・支援を行ってきました。

以上の取り組みから、公共用水域の水質は現在保たれつつある状況にあります。町田市では次世代につなげる良好な水環境を目指しており、市街化区域の公共下水道整備が概ね完了した今、より「きれいな川」となるよう、さらなる水質改善に取り組む時期にあると判断し、本計画を策定しました。

### 1.3. 本計画を策定するにあたって留意すべきこと

策定にあたっての留意事項は、以下の内容としました。

- ・市街化調整区域は、住居が点在しており、より多くの費用と時間がかかることが見込まれる。
- ・下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行していく中、施設の老朽化や財政状況の悪化等、事業執行上の制約が増していることを踏まえて、今後も、将来にわたり適切な下水道施設の管理を持続的に実施することを基本とし、地域の状況・特性に応じた下水道の事業運営を行うことが重要となる。

### 1.4. 計画改定の経緯

本計画では、公共下水道整備区域を決定するにあたり、2014年度から2015年度に行った公共下水道への接続意向調査に基づき、前期事業（2017年度から2021年度）として整備する区域を定め、公共下水道工事を実施しています。この度、地域特性や地域住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化を考慮するため、再度、整備予定地区の住民に対して接続意向調査を実施し、後期事業（2022年度から2026年度）として整備する公共下水道区域の見直しを行いました。

## 1.5. 計画の位置付け

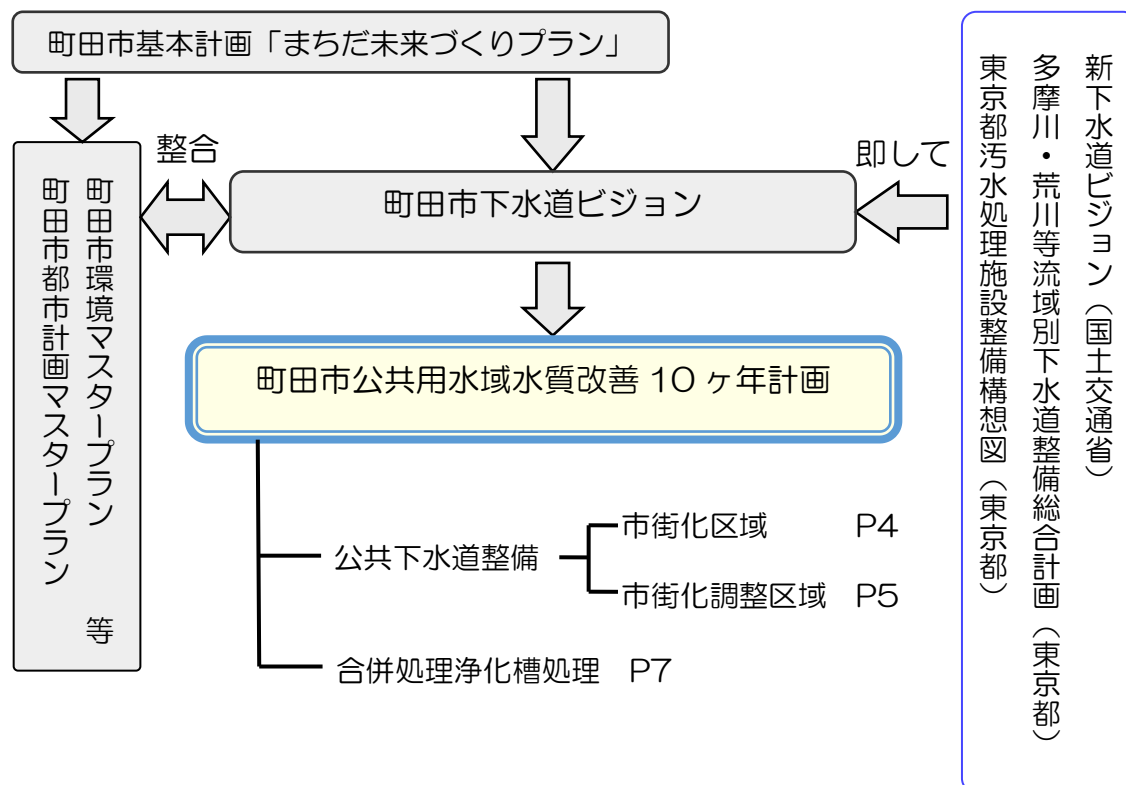


図-1 関連計画との位置付け

## 1.6. 計画期間

本計画の期間は、2017年度～2026年度の10ヶ年とします。

2017年度から2021年度を前期事業、2022年度から2026年度を後期事業とし、事業を進めていきます。

計画期間：2017年度～2026年度

## 1.7. 計画目標

2016年3月31日時点で水洗化率※が97.42%、2020年3月31日時点で98.79%に達しています。

本計画の目標は、2026年度末までに水洗化率100%を目指します。

計画目標：水洗化率100%（2026年度末）

※ 水洗化率

市内の全人口に対して、公共下水道への接続や合併処理浄化槽での汚水処理をしている人口の割合を指します。

## 1.8. 計画の指標

指標は水洗化率とします。

(前期事業)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
水洗化率(推計)	97.50%	97.56%	97.65%	97.77%	98.96%	99.14%
水洗化率(実績)	97.63%	98.48%	98.79%	98.79%	-	-

(後期事業)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
水洗化率推計(推計)	99.31%	99.48%	99.65%	99.83%	100%

## 2. 汚水処理の整備方針

汚水処理の整備方針として、市街化区域については全域公共下水道とし、市街化調整区域については、本計画期間内で公共下水道を整備する区域を定め、残る区域は合併処理浄化槽の適切な維持管理を推進します。

ただし、市街化調整区域内でまちづくりが進んだ場合については、この限りではありません。

- ◆ 市街化区域：全域公共下水道（P4 市街化区域の整備）
- ◆ 市街化調整区域：公共下水道及び合併処理浄化槽（P5 市街化調整区域の整備）

◆ 公共下水道と合併処理浄化槽との区域分け ◆

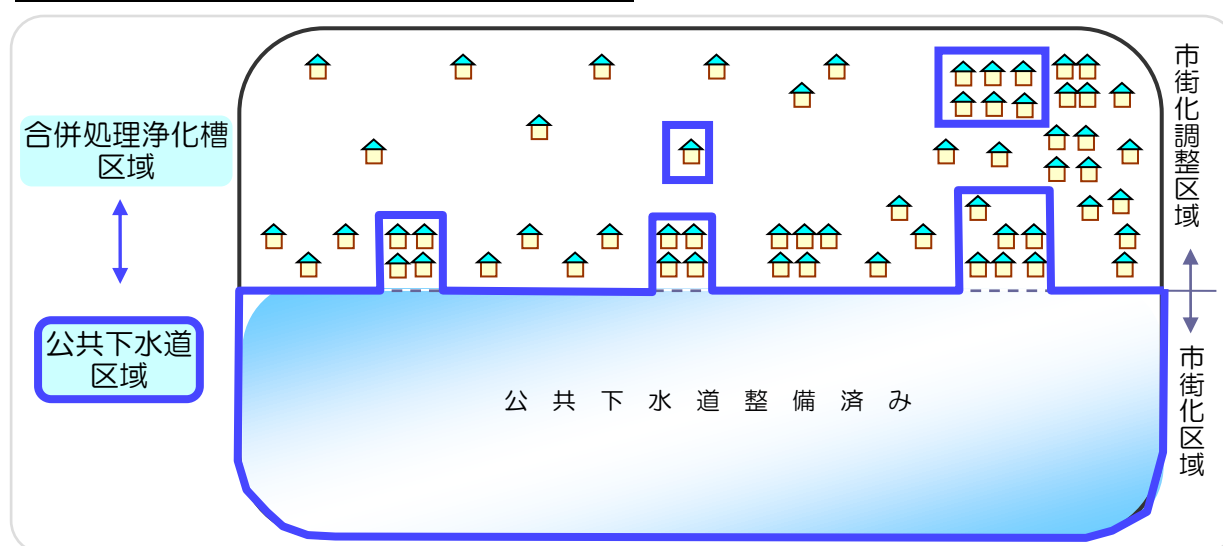


図-2 区域分けイメージ図

### 3. 市街化区域の整備

市街化区域における公共下水道整備は、未整備地区として残った理由及び整備が遅れている要因を把握し、その要因を解消したところから順次整備を実施します。

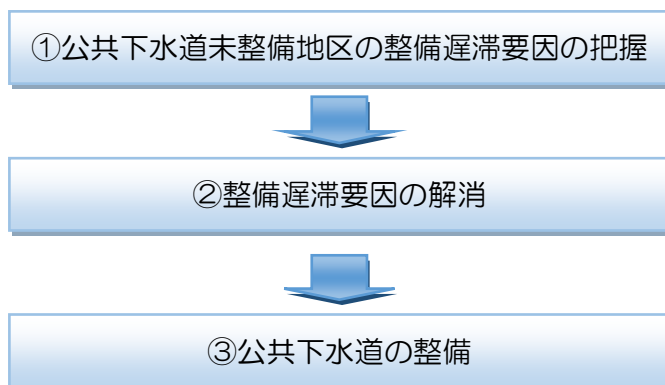


図-3 市街化区域の公共下水道整備の流れ

#### 【公共下水道未整備地区の整備遅滞要因の把握】

- ① 私道地権者の承諾が得られていない箇所
- ② 道路拡幅事業に合わせた整備箇所
- ③ 遊休地
- ④ 地形上、道路より低地にある箇所

#### 【整備遅滞要因の解消】

- ① 土地所有者の承諾を得るため積極的に訪問し、分かりやすい説明を行うことで土地所有者の承諾を得ます。
- ② 道路拡幅事業の進捗に合わせた整備を進めます。
- ③ 土地利用の形態に変更が生じる際、合わせて下水道整備計画を検討し、整備を進めます。
- ④ 下水道管に汚水を流入させるためのマンホールポンプの設置を検討し、整備を進めます。

#### 【公共下水道の整備】

事業計画面積	5,395ha
公共下水道整備済面積	5,012ha
公共下水道未整備面積	383ha

(2020年3月31日時点)

## 4. 市街化調整区域の整備

### 4.1. 汚水処理整備区域の設定方針

以下に示す設定方針の順序で公共下水道整備区域と合併処理浄化槽区域を設定します。

① 費用比較による地区の設定（経済性）

公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の建設費及び維持管理費を比較し、費用の低い方の汚水処理手法を選択します。

出展：効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）

（国土交通省）

② 公共下水道への接続意向による地区の設定（効果）

公共下水道による汚水処理が経済的であるとされた地区の住民に対して、公共下水道への接続意向調査を行い、接続意向が高い地区を公共下水道整備区域として設定します。

③ 接道する道路状況による地区の設定（事業性）

建築基準法第 42 条の道路、又は 43 条 1 項但し書き道路に接道していることなどの条件を踏まえ公共下水道整備区域を設定します。



図-4 市街化調整区域の公共下水道整備の流れ

## 4.2. 公共下水道区域

### 4.2.1 費用比較による地区の設定（経済性）

経済性の検討は、公共下水道（＝集合処理）と合併処理浄化槽（＝個別処理）の各費用について比較します。

公共下水道の費用が合併処理浄化槽の費用より低い場合は公共下水道整備地区、公共下水道の費用が、合併処理浄化槽の費用より高い場合は、合併処理浄化槽地区となります。

#### ◆公共下水道と合併処理浄化槽の年あたり経費による費用比較の考え方◆

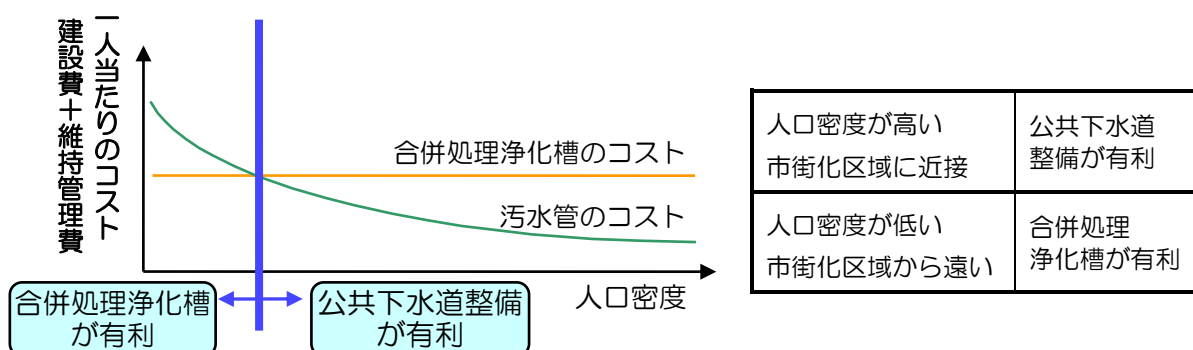


図-5 費用比較の考え方

### 4.2.2 公共下水道への接続意向による地区の設定（効果）

公共下水道事業は、市で行う公共下水道整備のみではなく、住民が宅地内の設備を公共下水道へ接続することで、生活排水が処理場まで直接排出され、公共用水域の水質が確保されます。公共下水道への接続意向の高さが整備効果につながることから、公共下水道のニーズを把握する住民意向調査を実施し、接続意向の確認をします。

接続意向の調査を実施した結果、接続意向割合が 50%を超える地区について、公共下水道を整備する地区となります。

以上の内容を整理し、地区の設定を行います。

### 4.2.3 接道する道路状況による地区の設定（事業性）

公共下水道整備で布設される管渠は、50 年以上の長期間使用する施設であるため、土地利用の変化などにより布設後短期間で撤去や移設することは投資効果が得られません。このようなことが生じないように、管渠を布設する道路は、建築基準法第 42 条又は 43 条 1 項但し書き道路で位置付けられていることが必要となります。

以上の内容を整理し、地区の設定を行います。



#### 4.2.4 公共下水道整備区域の決定

4.1 に示す「① 経済性、② 効果、③事業性」の設定方針を基本として、水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に考慮した上で、公共下水道事業整備計画区域とし、以下に決めました。

市街化調整区域面積	1,684ha
前期公共下水道事業整備面積	16.1ha（延長 2.7km）
後期公共下水道事業整備面積	36.1ha（延長 13.9km）

#### 4.2.5 公共下水道事業整備費の一部負担について

新たに公共下水道が整備された区域の方に、その整備費の一部を負担していただく、受益者負担金<sup>\*</sup>については、前期公共下水道事業整備計画区域として整備した区域との整合性を考慮して、負担金額を算定します。

##### ※ 受益者負担金

道路、公園などの公共施設は、不特定多数の市民が利用できますが、公共下水道の場合、その施設を利用できるのは、公共下水道が整備された区域内の家屋に限られます。そこで、新たに公共下水道が整備された区域の方に、その事業費の一部を負担していただくものです。

### 4.3. 合併処理浄化槽区域

#### 4.3.1 合併処理浄化槽区域の決定

公共下水道事業整備計画区域以外を合併処理浄化槽区域と決めました。

#### 4.3.2 合併処理浄化槽区域での取り組み

公共下水道事業整備計画区域以外では、合併処理浄化槽による汚水処理を推進します。これにより、本計画期間の2026年度までに、対象区域内の汚水処理方法が合併処理浄化槽になることを目指します。

くみ取りや単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換することで公共用水域の水質が確保されます。

##### ① 合併処理浄化槽への転換の啓発

くみ取便所や単独処理浄化槽の場合、トイレ以外の生活雑排水は未処理のまま河川等に流れ込んでしまいます。そのため、対象区域内のくみ取便所や単独処理浄化槽の世帯に対し、訪問や個別の通知等により、合併処理浄化槽への転換を啓発します。

また、現在ある合併処理浄化槽設置事業補助金制度についても、本計画に基づき、転換

による水質改善を目指して継続していきます。ただし、計画期間終了の2026年度までには、国・都と同等の基準の補助金とします。

## ②浄化槽維持管理費に関する補助制度の見直し

浄化槽管理者は、浄化槽法により三大義務※（保守点検・清掃・法定検査）を実施しなければなりません。浄化槽管理者は少なく、適切な維持管理がされているとは言えない状況がありました。そこで、2017年度に浄化槽清掃補助制度を見直し、三大義務すべての実施を要件とする浄化槽維持管理費補助金制度に改正しました。2017年度の補助制度見直し以降、三大義務の実施率は年々向上しています。今後も戸別訪問などの啓発活動や浄化槽維持管理費補助金制度により、三大義務の実施を促進していきます。

なお、単独処理浄化槽に対しては、2026年度までにこの補助制度を廃止し、合併処理浄化槽への転換を促します。

### 《事業スケジュール》

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
浄化槽世帯	補助制度の見直し 変更周知										
				対象世帯に合併処理浄化槽への転換啓発							
				浄化槽維持管理費補助金制度の実施							

#### ※ 三大義務（浄化槽法第十条抜粋、第十一条抜粋）

第十条 第一項 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

第十一条 第一項 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

#### 4.4. 市街化調整区域事業計画

市街化調整区域における汚水処理施設整備事業について、現在までの実施状況と今後の予定を以下に示します。

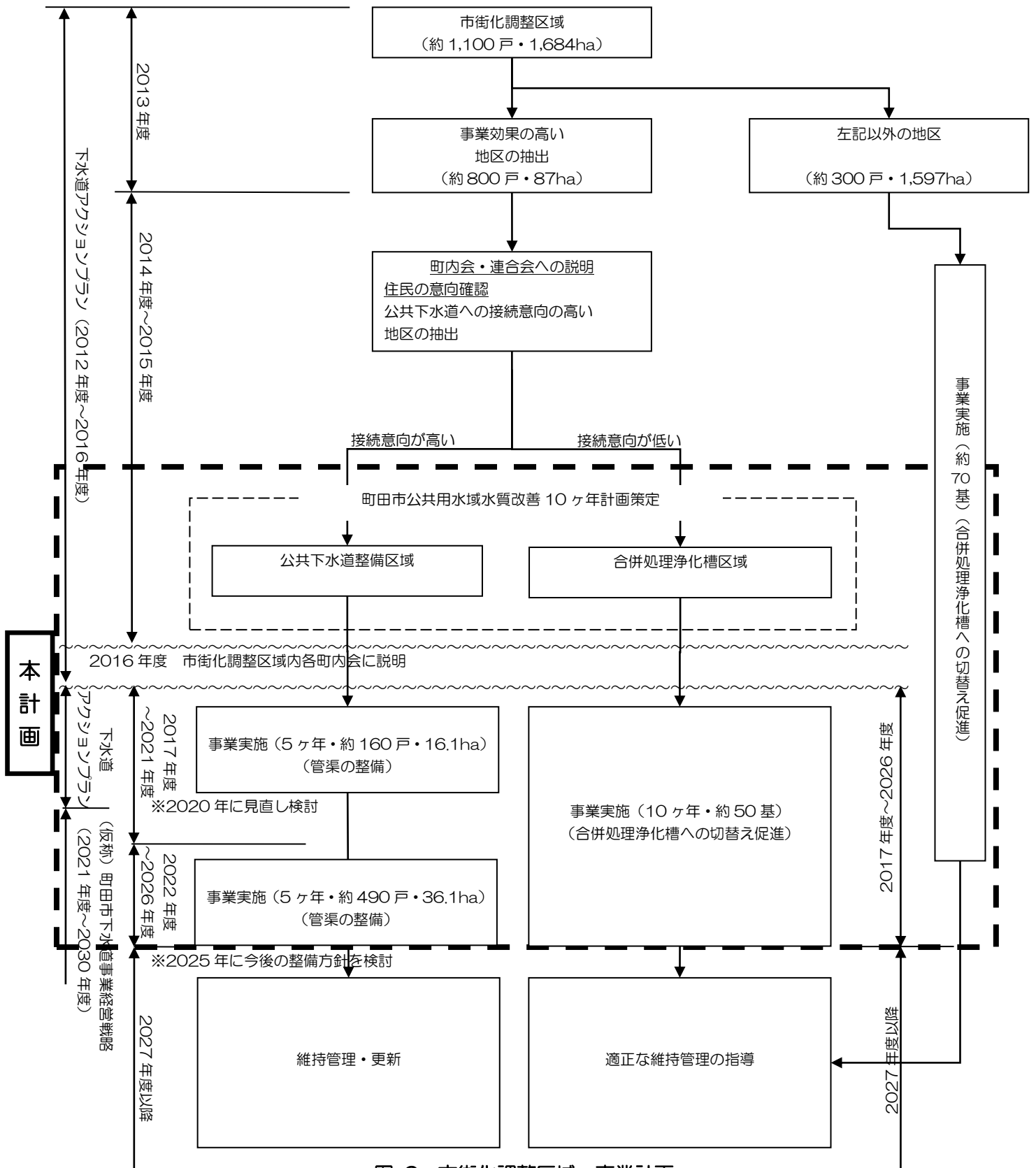


図-6 市街化調整区域 事業計画

## 5. 計画の進行管理

事業の進行は、財源の確保と事業展開を行う地区の住民の理解が必要不可欠です。

よって、地区の住民の方々にこの計画の趣旨について、分かりやすく、透明性のある説明を行い、今まで以上に理解と協力を得られるよう努めていきます。

**進捗管理の指標は、水洗化率とし、年度毎に水洗化率を算出し、達成状況を確認します。**

前期事業として公共下水道事業整備計画区域と定めた区域は、2021年度で整備が概ね完了する予定です。

また、公共下水道未整備地区では、合併処理浄化槽設置事業補助制金制度において新たに配管費補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換を促進しています。2017年度に浄化槽清掃補助金制度を見直し、三大義務すべての実施を要件とする浄化槽維持管理費補助金制度に改正したことで、三大義務の実施率の向上につながりました。

今後は、継続的に市街化区域における未整備地区の整備を進めるとともに、本計画で公共下水道事業整備計画区域と定めた区域の整備を進めていきます。

なお、市街化調整区域内でまちづくりが進んだ場合については、まちづくり事業の計画内容を精査し、公共下水道の整備を検討していきます。

また、併せて合併処理浄化槽区域と定めた区域においては、くみ取便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進と合併処理浄化槽を利用している方に対しての適正な維持管理について指導・支援を行い、公共用水域の水質改善を進めていきます。